

様式第十（第15条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

認定申請書

産業競争力強化法第49条第1項の規定に基づき、同法第2条第15項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(別添書類)

- 1 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類
- 2 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第6条第5号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第18条の要件を満たすことを証する書面
- 3 認証紛争解決手続の実施の方法が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条から第29条までに規定する基準に適合することを証する書類
- 4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職名	職歴	備考
計 名			

注. 手続実施者が第18条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2. 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名	職 歴

3. 認証紛争解決手続の実施方法

注. 第20条から第29条までに規定する基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。

様式第十一（第16条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

変更届出書

下記の事項について変更がありましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

年 月 日	事 項

(注意事項)

「事項」欄には、変更した事項を記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第33条関係）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

資金の借入れに関する確認通知書

下記の事項について産業競争力強化法第56条第1項各号のいずれにも適合することを確認しましたので通知します。

記

1. 債務者名
2. 確認の対象となる資金の借入れ

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三（第34条関係）

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

特定認証紛争解決事業者の債権の確認通知書

下記の事項について産業競争力強化法第59条第1項各号いずれにも適合することを確認しましたので、通知します。

記

1. 確認の対象となる債権の種類又は債権の特定に資する情報
2. 確認の対象となる債権が少額かつ早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第二十八（第67条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

年度における特定認証紛争解決手続の実施状況報告書

特定認証紛争解決手続の事業の実施状況を次のとおり報告いたします。

1. 特定認証紛争解決手続の実施状況
 - (1) 特定認証紛争解決手続の状況
 - (2) 事業再生計画の概要
 - (3) 手続実施者の選任状況
 - (4) 手続実施者の意見の概要
 - (5) 合意の状況
2. 産業競争力強化法第50条から第65条までの状況
3. その他特記事項

注. 1. (1)～(4)及び2. については、個別の特定認証紛争解決手続について記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三十（第69条関係）

年 月 日

住所
氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印
手続実施者の氏名 印

事業再生計画に基づき資産が贈与された場合の課税の特例に関する確認通知書

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第69条の規定に基づき、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の3の2第1項の資産の贈与が同項各号に掲げる要件を満たしていると認められることその他の事実について下記のとおり確認しましたので通知します。

記

1. 当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者が、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第8条の6第1項第1号に掲げる者に該当すると認められるものであること。
2. 当該特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者
名称
住所
3. 贈与した対象資産
資産の種類（土地、家屋、権利等）
所在地等
数量
4. 当該特定認証紛争解決手続において決議された事業再生の計画が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号に掲げる要件に該当すると認められるものであること。
5. 租税特別措置法第40条の3の2第1項の資産の贈与が、当該事業再生の計画に基づき、同項各号に掲げる要件を満たしていると認められるものであること。
注 手続実施者の氏名については連名とすること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。